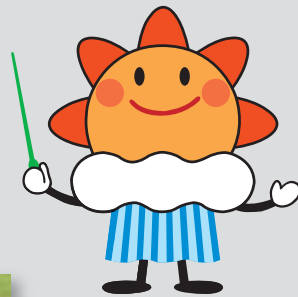


気象観測を行う場合に

～ 気象観測の技術上の基準と制度 ～



気象庁以外の皆さんが行う気象観測について
定めた基準や制度を解説します。

はじめに確認いただきたいこと

気象観測を行う場合は以下に該当するか確認して下さい。

- 1 政府機関又は地方公共団体が行う気象観測
- 2 一般事業者等（鉄道会社、気象会社、高速道路会社、報道機関、一般法人、個人等）が次の目的のために行う気象観測
 - ①その成果を発表するため
 - ②その成果を災害の防止に利用するため



ただし、以下の気象観測は該当しません。

（気象業務法第6条第1項第3号、気象業務法施行規則第1条の4）

- 1 研究や教育のための気象観測
- 2 特殊な環境によって変化した気象のみを対象とする観測
例：畝の間、苗木の間、建物内部、坑道内部、トンネル内部、ビニールハウス内部、地下
- 3 臨時に行う観測（1ヶ月未満）
- 4 船舶（一部の船舶を除く）又は航空機による観測

該当する場合は、以下の事項を守って観測を行って下さい。

- I 気象観測の技術上の基準
＜気象業務法第6条第1項、第2項＞
- II 気象観測施設の届出
＜気象業務法第6条第3項＞
- III 検定に合格した気象測器の使用
＜気象業務法第9条＞



I 気象観測の技術上の基準 <気象業務法施行規則第1条の3>

観測成果を公に利用するためには統一した方法で観測を行う必要があることから、観測の種目ごと(17種類 26項目)に技術上の基準(観測の手段、観測値の最小位数)が定められています。主な観測種目の基準は次のとおりです。

観測種目	観測の手段	観測値の最小位数
気温	温度計又は気温を測ることのできる湿度計(自由大気にあっては、ラジオゾンデ等)を用いて、度(摂氏)で測定する。	1℃
相対湿度	湿度計(自由大気にあっては、ラジオゾンデ等)を用いて、パーセントで測定する。	1%
風速	風速計(自由大気にあっては、測風気球等)を用いて、メートル毎秒で測定する。	1 m/s
降水量	雨量計又は雪量計を用いて、ミリメートルで測定する。	1 mm

Ⅱ 気象観測施設の届出 <気象業務法施行規則第 2 条>



気象観測施設を設置(変更・廃止)したとき、設置者は、設置(変更・廃止)の日から 30 日以内に観測施設の最寄りの気象台にその旨を届け出て下さい。

届出対象の観測種目は、気圧、気温、相対湿度、風向、風速、降水量、積雪の深さ、視程、日照時間、日射量です。

なお、届出の際には検定の受検状況を確認いたします。

■ 設置届出書の記載事項

- | | |
|---|-------------|
| 1 氏名又は名称及び住所
(設置者又は設置事業者・管理者の氏名又は名称及び住所) | 5 観測施設の明細 |
| 2 事業所の名称及び所在地
(観測施設の名称及び所在地) | 6 観測の種目及び時刻 |
| 3 観測施設の所在地 | 7 観測の開始期日 |
| 4 観測の目的 | |

■ 変更届出書の記載事項

(設置届の記載内容に変更があった場合)

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 変更事項 (変更があった事項を記載)
- 3 観測の開始期日

■ 廃止届出書の記載事項

(観測施設を廃止した場合)

- 1 氏名又は名称及び住所
- 2 事業所の名称及び所在地
- 3 廃止した観測施設
- 4 廃止の期日
- 5 廃止の理由

届出書の記載例は、気象庁ホームページを参照して下さい。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/shinsei/kentei/index.html>



届出の方法

届出書は、持参、郵送、FAX、電子媒体、メールにより気象台へ必要書類を提出していただくことで受け付けるほか、インターネットを利用した電子政府の総合窓口でオンライン申請を受け付けています。

電子申請についての詳細は、電子政府の総合窓口ホームページを参照して下さい。

<http://www.e-gov.go.jp/>

なお、観測施設の届出に関して不明な点や、気象の観測について相談がありましたら、最寄りの気象台へお問い合わせ下さい。

Ⅲ 検定に合格した気象測器の使用 <気象業務法第9条>

検定制度は、気象測器の一定の性能を確保するものです。観測成果を公に利用するときは、気象測器は検定に合格したものを使用して下さい。

検定の内容や方法等の詳細は、気象庁ホームページを参照して下さい。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/shinsei/kentei/index.html>

検定の対象測器とその有効期間 <気象業務法第31条> <気象測器検定規則第15条>

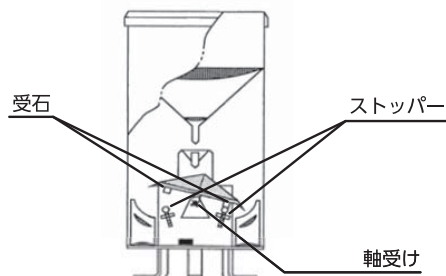
対象気象測器名	検定有効期間
液柱型水銀気圧計、アネロイド型気圧計、風杯型風速計、風車型風速計、電気式日射計、貯水型雨量計（自記式のものに限る）、転倒ます型雨量計	5年
ラジオゾンデ用温度計、ラジオゾンデ用気圧計、ラジオゾンデ用湿度計	1年
ガラス製温度計、金属製温度計、電気式温度計、乾湿式湿度計、毛髪製湿度計、露点式湿度計、電気式湿度計、積雪計、電気式気圧計、超音波式風速計	無期限

※検定有効期間が切れる際には再検定を受けて下さい。

再検定が必要な理由

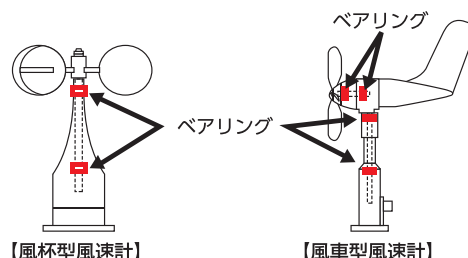
例：転倒ます型雨量計の場合

長期間使用すると、軸受け・受石・ストッパーなどの部品が摩耗します。正しい観測値を得るには、摩耗した部品を交換し性能を確認する必要があります。



例：風杯型・風車型風速計の場合

長期間使用すると、ベアリング（軸受け）が潤滑油の減少や発錆により劣化します。正しい観測値を得るには、劣化した部品を交換し性能を確認する必要があります。



検定の実務等に関する問い合わせ

検定の実施、料金等に関しては登録検定機関（（一財）気象業務支援センター）へお問い合わせ下さい。

電話 029-869-8551 FAX 029-869-8552 <http://www.jmbc.or.jp/jp/verification/verification.html>



気象庁マスコットキャラクター
はれるん

より良い観測を行うための観測環境などについて、気象庁では「気象観測ガイドブック」を発行しておりますので参考にして下さい。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kansoku_guide/guidebook.pdf

気象庁

〒100-8122 東京都千代田区大手町 1-3-4

電話：03 (3212) 8341(代表)

気象庁ホームページ：<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>